

角田市スマートエコライフ推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、自然エネルギーや省エネルギー関連設備の普及を推進し、地球温暖化の防止と環境意識の高揚を図るため、太陽光発電システム等を設置する者に対し、予算の範囲内において角田市スマートエコライフ推進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等については、角田市補助金等交付規則（平成12年角田市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 太陽光発電システム 太陽光を電気に変換する設備及びその付属設備をいう。
- (2) 定置用蓄電池 電力を繰り返し蓄え、必要に応じて使用することができる設備をいう。
- (3) 高効率給湯器 都市ガスやLPガス等から燃料となる水素を取り出して、空気中の酸素と反応させることで電力及び熱に変換する設備、自然冷媒（CO₂等）を使用する空気熱源方式のヒートポンプ式給湯機又は潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯器若しくはこれらを組み合わせた給湯器をいう。
- (4) LED照明器具 発光ダイオードを照明に利用した器具をいう。

(補助対象事業等)

第3条 補助金の交付の対象となる事業、者及び経費並びに補助金の額は、別表のとおりとする。

2 前項の補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助対象期間)

第4条 各年度における補助金の交付の対象となる期間は、当該年度の初日の属する年の1月1日から12月31日までに購入及び設置した補助対象機器とする。

(交付申請)

第5条 規則第3条の規定による補助金の交付の申請は、角田市スマートエコライフ推進事業補助金交付申請書（様式第1号）によるものとし、次に掲げる書類を添付し市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象機器の形式、出力等が確認できる書類の写し
- (2) 領収書その他の対象経費の支払いが確認できる書類の写し
- (3) 補助対象機器設置場所の位置図
- (4) 補助対象機器の保証書の写し
- (5) 住宅及び補助対象機器の設置写真
- (6) 電力会社との受給契約確認書の写し（補助対象機器が住宅用太陽光発電設備又は定置用蓄電池である場合に限る。）
- (7) その他市長が必要と認める書類

2 申請者は、代行者を選任し、当該代行者に補助金の交付に係る手続きを委任することができる。

（申請の期限）

第6条 補助金の交付の申請の期限は、補助対象機器を設置した年度の翌年の1月末日とする。

（交付の決定等）

第7条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等によりその内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、角田市スマートエコライフ推進事業補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により、申請者に対し通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否を決定するときは、申請者から公簿等の閲覧に係る同意を得て、住所、世帯構成及び市税の納付状況を確認するものとする。

（請求）

第8条 前条の規定により補助金の交付の決定の通知を受けた者は、角田市スマートエコライフ推進事業補助金請求書（様式第3号）により、市長に請求するものとする。

2 市長は、補助金の交付の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金交付の制限）

第9条 この要綱の規定に基づく補助金の交付は、同一の住宅又は同一の申請者につき同一設備1回までとする。

（協力）

第10条 市長は、必要があるときは、補助金の交付を受けて補助対象機器を設置した者に対し、運転状況に関するデータの提供その他の協力を求めることができる。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は市長が別に定める。

別表（第3条関係）

対象事業	対象者	対象経費	補助金の額
<p>太陽光発電システムの設置</p>	<p>次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 市内において居住する住宅若しくは自らが居住する目的で新築する住宅（当該住宅の用途が店舗兼住宅の場合にあっては、その建物の延べ面積の過半を住宅の用途に供するものに限る。）に、太陽光発電システム（未使用のものに限る。以下同じ。）を設置した者又は太陽光発電システムが設置されている住宅を購入した者。この場合において、当該住宅が自己の所有に係るものでないときは、現に住宅</p>	<p>次に掲げる要件の全てを満たす設備とする。</p> <p>(1) 低圧配電線と逆流有で連携し住宅等の屋根への設置に適したものの設置</p> <p>(2) 太陽光発電システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力（日本工業規格又は国際電気標準会議等の国際規格に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力をいう。）の合計値（キロワット表示とし、小数点以下第2位未満は、切り捨てる。）が10キロワット未満の太陽光発電システムであるもの</p> <p>(3) 電力会社と電力受給契約を締結しているもの</p>	<p>次の各号に掲げる公称最大出力の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 公称最大出力1kW以上2kW未満 2万円</p> <p>(2) 公称最大出力2kW以上3kW未満 3万円</p> <p>(3) 公称最大出力3kW以上4kW未満 4万円</p> <p>(4) 公称最大出力4kW以上5kW未満 5万円</p>

	<p>を所有する者から承諾を得ていなければならない。</p> <p>(3) 市税等を滞納していない者</p>		
定置用蓄電池の設置	<p>次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 市内において居住する住宅若しくは自らが居住する目的で新築する住宅（当該住宅の用途が店舗兼住宅の場合にあっては、その建物の延べ面積の過半を住宅の用途に供するものに限る。）に、定置用蓄電池（未使用のものに限る。以下同じ。）を設置した者又は定置用蓄電池が設置されている住宅を購入した者。この場合において、当該住宅が自己の所有</p>	<p>次の全ての要件を満たす設備とする。</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電設備と接続しているもの</p> <p>(2) 1か所に固定して使用するもの</p> <p>(3) 蓄電容量の合計が1キロワットアワー以上のもの</p>	<p>補助対象経費に10分の1を乗じて得た額。ただし、5万円を限度とする。</p>

	<p>に係るものでないときは、現に住宅を所有する者から承諾を得ていなければならない。</p> <p>(3) 市税等を滞納していない者</p>		
高効率給湯器の設置	<p>次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 市内において居住する住宅若しくは自らが居住する目的で新築する住宅（当該住宅の用途が店舗兼住宅の場合にあっては、その建物の延べ面積の過半を住宅の用途に供するものに限る。）に、高効率給湯器（未使用のものに限る。以下同じ。）を設置した者又は高効率給湯器が設置されている住宅を購入した者。この場</p>	<p>次の各号のいずれかに該当し、当該各号に定める要件を満たす設備とする。</p> <p>(1) 家庭用燃料電池システム（エネファーム） ガス等から燃料となる水素を取り出して空気中の酸素と反応させて発電し、発電時の排熱を給湯等に利用するシステムであって、一般社団法人燃料電池普及促進協会に機器登録がされているもの</p> <p>(2) 電気ヒートポンプ給湯器（エコキュート） 自然冷媒（CO₂等）</p>	1台につき2万円

	<p>合において、当該住宅が自己の所有に係るものでないときは、現に住宅を所有する者から承諾を得ていなければならない。</p> <p>(3) 市税等を滞納していない者</p>	<p>を使用する空気熱源方式のヒートポンプ式給湯機であって、J I S 基準（J I S C 9 2 2 0）に基づく年間給湯保温効率又は年間給湯効率が2.7以上である機器であるもの</p> <p>(3) 潜熱回収型ガス給湯器（エコジョーズ等）潜熱を回収するための熱交換器を備えている給湯器</p>	
LED照明器具の購入	<p>次の各号のいずれにも該当する者とする。</p> <p>(1) 市内に住所を有する者</p> <p>(2) 市内において居住する住宅に、LED照明器具（未使用のものに限る。）を設置した者。この場合において、当該住宅が自己の所有に係</p>	<p>次の全ての要件を満たす設備とする。</p> <p>(1) 未使用な新品であるもの</p> <p>(2) 屋内に固定して使用するもの（コンセント式、電池式など容易に持ち運ぶことができるものは除く。）</p> <p>(3) 家庭用照明器</p>	<p>補助対象経費に2分の1を乗じて得た額。ただし、1万円を上限とする。</p>

	<p>るものでないときは、現に住宅を所有する者から承諾を得ていなければならぬ。</p> <p>(3) 市税等を滞納していない者</p>	<p>具であるもの（ランプ単体及びランプ別売りの照明器具は除く。）</p> <p>(4) 蛍光灯、白熱灯等のLED照明器具以外の照明器具から買い替えを目的として購入したもの（ランプ交換、LED照明器具からLED照明器具の交換、新設及び増設したものを除く。）</p>	
--	---	--	--

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。